右右右

同 同 生活保護法による介護機関の指定.

政健

同同同同

· :: :: : 告

示

目

次

右

同

選挙管理委員会

建設業者の許可の取消し......

肥料登録の有効期間の更新.....

(安心推進課)

県西

地

同民北

Á

保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホー

身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正..

事

務

局

病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び

第三千五百六十七号

平成二十四年七月二十日

青森県告示第五百八十四号

五条の二第一号の規定により告示する。 介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第一項の規定により、

平成二十四年七月二十日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

六	ナ	· 五.	五.	五四	[편]	쯔 =	. = =	= =
シディ限 トカ会 ルアメ	クリニックル 医療法人 クル	<i>II</i>	11	11	11	五広域連合	名称	居宅介
四四三 字古馬屋二三の 八戸市大字鮫町	目一五の二八八戸市城下一丁	11	"	"	"	大町一二 木町一二 木町一二	所 在 地	護事業者
11	"	管 理 指 導 養	シビ訪 ョリ問 ンテリ ー	"	"	訪問看護		国居 と と に に に に に に に に に に に に に
八戸南薬局	福地診療所 クリニックル を療法人夏	"	"	鰺ヶ沢病院 石広域連合 でがる西北	病センター 五広がる西北 のがる西北	かなぎ域 病 に に る が る が る の の の の の の の の の の の の の の の	名称	居宅介
田字横町四七八戸市大字新井	二二 字苫米地字町中 三戸郡南部町大	"	"	○ 新生一〇六の一 西津軽郡鰺ケ沢	広四三の三 京四三の三 末	町菅原一三の一五所川原市金木	所 在 地	護 事 業 所
一部	"	"	"	"	"	三平 ∴成 □	年月日	指 定

身体障害者福祉法による医師の指定..... 更の届出..... 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の名称の変

(障害福祉課) ...

同

· ::

び所在地変更の届出..... 生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の名称及 び所在地変更の届出..... 生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の名称及

同

同

示

寿会 会社 生活 大女 大女 大女 大女 大女 大女 大女 大女 大女 大女	# 町八 # 一字三 二大上 一豊つ 一字 字戸 二埖戸 一字北 川が 四亥 原市 の渡郡 六泊郡 初る /	司 式 リ式 力限 会 会 社 企
1	" 町八 " 一字三 二大上 一豊つ 一字三 三城戸 一字北 川が 四亥 夏市 の渡郡 六泊郡 初る ノ 大工部 一字六 油部 東京 一字六 油部	弘 の平黒 目八 丁三 前 一字石 六戸 目沢 京京 京京 京京
表り 通石	Trans	The control of th
Tan	宅機小 介能規 競型模 居多 介応認 護型知 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所	
	寿り 楽ん りり堂 北ムル 荘ご しさ こ れら こ 通石 ルムル マセイ インサ インサ ルター ルター インサ ルター ルター インサ ルター ルター インサ ルター ルター カルター カルター カルター カルター カルター カルター カ	サー あ介 りシ看 店カ
	二字八 目八 " 一字三 六大上 一豊つ 一字南 月市 九市 の渡郡 五字市 初る 田内 田大 の石 七下部 地所 山所 九垣 三字 七二 小町 一字南 六田 八二村 の町 一字南	T
		// <u></u>
	五 - 一 - 一	・

青森県告示第五百八十五号

で、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。 介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したの生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第一項の規定により、

平成二十四年七月二十日

青森県告示第五百八十六号

人福生会 生会 法

七渡字下外窪一二の六三戸郡南部町大字埖

七渡字下外窪一二の六三戸郡南部町大字埖

"

苑株式会社杏

福民西八八の一三黒石市大字牡丹平字

ん援事 で 選 選 乗 所 変 あ 表

福民西八八の一三黒石市大字牡丹平字

"

ブライズリ

平九の六〇八戸市大字妙字桶屋

二四の一三八戸市小中野三丁目

画平 ・成 ☆ 名

称

所主

在事

務

所

地の

名

称

所

在

地

年指 月 日定

たる

居

宅介

護

支

援

事

業

者

居

宅

介

護

支援

事

業

所

青森県知事

Ξ

村

申

吾

第五十五条の二第一号の規定により告示する。介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、

平成二十四年七月二十日

	三平 ・成 ・ 一	二村 の大 五字	焼郡 山ケ 二ケ	泊上 字北	ビンタルサー スタルサー	二字村ノ内ニー六の泊字村ノ内ニー六の	宅活特 生動注 活法人在 在利
	年月日	地	在	所	名称	所 在 多事務所の	名称
	指定	業所	具販売事	用	特定福祉	用具販売事業者	特定福祉
- 1	申吾	村	事三	森県知	青森		

青森県告示第五百八十七号

介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第一項の規定により、

五つ広が

域る

連西

合北

木五

町所

二川

_原

市

字

岩

訪介 問護

看予

護防

病つ五つ

セが広が

ンる域る

タ成連西 人合北

四が

三る

の市

三木

□Ψ

成四

宅活特

生動定

活法非 人営 在利

二大上一字北六泊郡

の字六二村ケ

げ所

内村

介応認介 護型知護

通症予

所対防

貸福介

与祉護用予

ビン在宅 スルサー サー

六大上 二字北 の泊郡

五字六焼ケ

11

山所

二村

具防

造

末

名

称

所主

た

る

務

所

類事介

業護

の予

種防

介

護

予

防

事

業

所

年指 月日定

在事

地の

名

称

所

在

地

介

護

予

防

事

業

者

ワ有

力に会

薬社

局サ

目沢

I 六の五 に 大の五 に 大の五

11

局サ東ワ

店カ

番十

町和

四市

の東

二十七二

竨

Ŧ.

픙

· III

薬

丁

と株り式

会社:

ゅ

目八

六戸の市

八訪

訪介 問護

看予

護防

ゆテ訪 と I 問

リシ看

目八

一戸

六市

の青葉三丁

园

六

∃護

ンス

-諏

Ŧ

苑株

式

会社

杏

の平黒

一字石

三福市

民大 西字 八牡

八戸

訪介 問護

介等護防

の業訪

里所問

の平黒

一字石

三福市

民西大

八丹

11

一十四年七月二十日

あ介

が護ず事

シディスカルストルス

アメ

四字八四古戸三馬市

屋大二字

三鮫

の町

11

八戸

南

薬

訚

田八

字戸横市

町大四字

七新

팯

☆

Ħ.

11

宅機小介

介能規護

護型模予

寿り

へ 楽 花 で っ の

二字八

間戸

ノ市 五十 三字

六由

の向

귤

居多防

井

ク堀医

リリニック ルデンタルクルクル

目八

五市

の城

下一

T

11

福ク堀医

地リデ療診ニン法

脱ーン仏 療ッタ人 所クル夏

字三 苫戸

米郡

地南字部

町町

中大

人社 寿会 栄福

会祉

町八

字声

秋大四字

市

Ш

介応認介

護型知護

通症予

所対防

り堂 しおく

んら

目 八戸 九戸

の石

七堂

11

亍

生応認介 活型知護

介共症等 護同対防

イーグ

・ ルム「 スマ マホ

法

管居介 理宅護

指療予

導養防

11

シビ訪介 ョリ問護

ンテリ予一八防

"

"

11

"

鰺五つ ケ広が

沢域る

病連西

院合北

○蒲町西

生大津

○舞郡

六戸鰺

の町ケ

一字沢

人社 福会生福

会祉

法

·字:

二斑芦

の渡郡

六字南 七下部 外町

訪介

問護

介予

護防

タルス - パマ - イ

一字三 二埖戸

の渡郡

六字南

七下部

外町

窪大

セル ンヘ

窪大

11

通介

所護

介予護防

スマセナー インター ビ

11

平 成 一十四年七月二十日

青森県 知 事 Ξ 村 申 吾

一々有

サ佐

豊つ

川が

初る

瀬市 山稲

九垣

の町

生応認介

活型知護

介共症予

護同対防

Ιグ

ム佐々プ

木ホ

豊つ

頂が

初る

瀬市

山稲

九垣

の町

琙

六

成合

一字弘

四亥前

ガラニュ

の関

通介

近所介護 介護予防

孫スデ

がの手 クセンター イサービ

字平

南川 甲单

四大二字

の猿

一智

팯 땔

同 会社

で 護 テラス ままり ままり ままり ままり ままり ままり ままり ままり ままり まま	の昭音
	፲ 건 /

で、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。	介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したの	生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第一項の規定により

事特

名

青森県知事
Ξ
村
申
吾

青森県告示第五百九十号

生動法 活 活 人 在 利 在 利		和称	•	事定介護を
ニ		所 在 地名		学 者事
ビン在 スルサー サー		称		定介護予
泊字焼山二六		所在		* 下防福祉用具
二村 の大 五字		地	J	販所売
三平 ・成 ・ 一		F	手指 目 日 定	
平成二十四年七月二十日	こより告示する。	名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定	する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の	活保護法 (昭和二十

青森県告示第五百八十九号

宅活特

により告示する。 名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定 する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第四項において準用

平成二十四年七月二十日

育森県知事
Ξ
村
申

吾

変更後	変更前	変 更 後 前		区分		
会活	法社 会 导福 关祉	謙医 昌療 会法 人		名称	居宅介	
=	5八 川戸 丁市 字大 夏字	山大久 三人 の 二大 二大	所の所在地 地	護事業者		
生活工作	ご認 型知 も症 引対	通所介護		類写	事居 美宅 介 重護	
寿た 楽む 荘か	ジら石 ジ通堂 り口く	ずビ ス あ ん	名称	居宅介		
田田 三 三 三 三 字 市 の 二 ノ 字 た ス ア に フ に り に り こ り こ り こ り こ り こ り こ り り こ り り こ り	の二丁目二九 九	一久新八 保井戸 三田字 の 一外字	所 在 地	護事業所		
- - - -			ŗ Ż	年月日	变 更	

介	
護	
予	
防	
事	
業	
者	
上養み方	青
介	青森県知事
護	知
予	事
防	_
事	Ξ
業	村
所	<i>የ</i> ህ
	申
	吾

变 更 後	変更前	变 更 後	変更前	5	
会法社 人会 寿福 栄祉		謙医 昌療 会法 人		名称	介護予
	5八 川戸 丁市 字大 夏字	山三 一 の二 大 の二大	戸 市 大	所の所在地 ・	防事業者
生応認介 活型知護 介共症予 護同対防		通行語介護	0	事介 養護 予 重防	
寿た 楽む 荘か	ジら石 ェ通堂 りく	ず ビ ス あ ん	デ イ サ ー	名称	介護予
田三 田 一 三 字 市 大 の 二 ノ 字 た フ た フ た り こ こ た う こ り こ り た り た り た り た り た り た り た り た り	の二丁目二九 二丁目二九	一久新八 保井戸 三田字 の 一外字	の野八 五五戸市 目二中	所 在 地	防事業所
二 元 元 元 -		<u></u> 。 5 ~ 5	ŗ Ż	年月日	变 更

青森県告示第五百九十一号

ので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。 とおり指定自立支援医療機関 (精神通院医療) から名称を変更した旨の届出があった 障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第六十四条の規定により、次の

平成二十四年七月二十日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

変更後	X		
後	変 更 更 前		
つがる調剤薬局	名		
楽 局	有限会社はら調剤薬局	称	
五月川原司写布屋田ナクデ	所		
三 有 屋	在		
7 0 7	地		
되 万 근	変更年月日		

登

三青

青森県告示第五百九十二号

り次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則 二月青森県規則第二十六号)第五条の規定により告示する。 身体障害者福祉法 (昭和二十四年法律第二百八十三号) 第十五条第一項の規定によ (昭和六十二年

三青

三青

三青

平成二十四年七月二十日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

髙橋 研太郎 病院 一次 (本)				
太郎 病院 三沢市立三沢 (フェロー・) で書、小腸機能 平成 (回の・) で書、小腸機能 平成 (回の・) で書、小腸機能 平成 (回の・) でき、小腸機能 中成 (回の・) でき、小腸機能 中の・) でき、小腸体能 中の・) でき、小腸体能 中の・) でき、小腸体的 ・) でき、・) でき	高 橋	氏		
市立三沢 四の六五 障害、小腸機能 平成三・ 「別字堀口一六 障害、小腸機能 平成三・ が 療 科 目 指定年2 指定年2 指定年2 1 1 1 1 1 1 1 1 1	研 太 郎	名		
Tan	病三院沢市立	名	革力	
四の六五	兰沢	称	務する	
障害、小腸機能 呼害、小腸機能 外科 (直腸機能 平成三・	四沢三の字沢	所	病院	
障害、小腸機能 呼害、小腸機能 外科 (直腸機能 平成冠・	五口大	在	寺	
字。 字。 字。 字。 字。 子。 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	六三	地		
小	障障外 害害科	· 療		
平成三元	\ _ \			
平成三元	腸腸 機機			
成二二年				
	成	指定		
		月日		
			-	

公

告

肥料登録の有効期間の更新

二十四年七月五日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の 規定により公告する。 肥料取締法 (昭和二十五年法律第百二十七号) 第十二条第二項の規定により、 平 成

平成二十四年七月二十日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

五森 六県 号第	五森五県号第	四森一県号第	四森 〇 号第	録番号
肉 骨 粉	蒸製骨粉	魚かす粉末	魚かす粉末	肥料の種類
キンミール ポーク&チ	豚蒸製骨粉	純有機七号	純有機六号	肥料の名称
り ん酸 五・○ 五・○	りん酸全量ニ・〇	り ん酸全量 四・〇	り ん 酸全量 五・〇	(パーセント)
のと お り 格	のとおり格	のとおり格	のとおり格	規 そ の 他 格の
五代 五次 の 五 一 目	だった。 東京都渋谷区 株式会社 三共理化工業	六 [- - -	「八戸市職計 会社水産株式	び住所 名産業者 の氏

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十四年七月二十日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

- 商号又は名称 隆伸工業株式会社
- = 代表者の氏名 敦賀 鉄幸
- 主たる営業所の所在地 北津軽郡中泊町大字今泉字唐崎二〇の三五
- 許可番号 青森県知事許可 (特 二二) 第〇〇五三〇三号

兀 Ξ

取消年月日 平成二十四年六月二十日

六 五

- 取消しに係る建設業の許可 造園工事業に係る特定建設業の許可
- 取消しの原因となった事実

七

より確認された。 このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成二十四年六月十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出に

六 五

七

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十四年七月二十日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

景楓荘

黒石市大字赤坂字池田一三三の

に改める。

商号又は名称 有限会社珍田工業

代表者の氏名

珍田 恭一

主たる営業所の所在地 北津軽郡中泊町大字中里字亀山七八四の一

許可番号 青森県知事許可 (特 一九) 第〇一一九五五号

兀 Ξ

取消しに係る建設業の許可 取消年月日 平成二十四年七月二日

取消しの原因となった事実 建築工事業に係る一般建設業の許可

వ్త により確認された。 このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当す 平成二十四年六月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、 届出

選 挙 管 理 委 員 会

青森県選挙管理委員会告示第三十七号

する。 院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定)の一部を次のように改正 ムの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病 平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第百四号 (病院の長、老人ホー

平成二十四年七月二十日

青絲県選挙管理委員会委員長 Ш 村 能 人

県号

毎週月・水・金曜日発行

二の表中

景楓荘

黒石市末広五三の

を

東 奥 印 刷 株 式 会 社(印刷所·販売人)

青森市長島一丁目一番一 (発行所・発行人)

定価小口一枚二付十五円一銭